

女性に対する暴力に関する専門調査会報告書 概要 セクシュアル・ハラスメント対策の現状と課題

(平成31年4月 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会)

資料1

経緯

- セクハラは**重大な人権侵害**であり、**予防と被害からの回復のための取組を推進し暴力の根絶を図る**ことは、国としての責務。
- メディアと行政間でのセクハラ事案(H30.4)等を契機に、**被害が依然として深刻**である実態が明らかになり**社会的関心も高まり**。
- こうした状況を踏まえ、「すべての女性が輝く社会づくり本部」(H30.6)において、
・「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」を決定。
・「女性活躍加速のための重点方針2018」にセクハラ対策に係る項目を新設。
- **女性に対する暴力に関する専門調査会**では、平成30年6月以降6回にわたり、有識者や関係省庁から集中的にヒアリングを実施。

報告書の内容

I 国内における法制度

■ 男女雇用機会均等法及び指針

職場におけるセクハラには、性的な言動に対する労働者の対応により、労働条件につき不利益を受けること(対価型)、当該言動により労働者の就業環境が害されること(環境型)があり、**事業主に対し、雇用管理上必要な措置**を講ずることを義務付け。

■ 人事院規則10-10及び運用通知

セクハラには、他の者を不快にさせる職場における性的な言動、職員が他の職員を不快にさせる職場外の性的な言動があり、**各省各庁の長に対し、必要な措置**を講ずることを義務付け。職員に対してもセクハラ防止のための注意義務を課している。

■ その他

セクハラ行為は、その態様により、現行法の下でも、**刑法**(名誉棄損罪、脅迫罪、暴行罪など)や**ストーカー規制法**、各都道府県の**迷惑行為防止条例等**の処罰規定に該当し得る。

II 国内における取組状況

■ 企業における取組

女性(25～44歳)の**約3割**が職場におけるセクハラ被害を経験。セクハラ防止対策に取り組む企業は**6割超**で、増加傾向。

■ 教育分野における取組

教員への信頼や**教員が持つ権力・社会的影響力に対する恐れ**などを背景に生じやすい。**全ての大学(国公立764校)**で取組を実施。

■ スポーツ分野における取組

仲間意識や共通の利害などから**問題が顕在化しにくい**傾向。スポーツ統括組織の半数以上が倫理的問題等の規程等がない。

■ 緊急対策について

新たな取組である**幹部職員等への研修**は全41府省庁で実施、各府省庁における**外部の者からの通報窓口の整備**はH30年度中に実施済。

III 諸外国における法制度

- 1 ■ 欧米を中心とした諸外国の法制度について有識者からヒアリング。

1 基本認識

- セクハラは**重大な人権侵害**であり、あってはならないもの。
- 今後、セクハラ行為に係る禁止規定などを検討する際は、諸外国においては、**セクハラ(性的性質を有する言動)**と**ジェンダーハラスメント(性別役割分担意識に基づく言動)**が**区別**され、**別個の法理構成と立法化**が図られていることに留意が必要。

2 機運の醸成、教育啓発・研修の充実

- 企業では、取組が進んでいない**管理職に対する研修**、**中小企業等を対象としたセミナーの開催**・**個別企業に対する支援**。
- スポーツ分野では、**関連規程の作成**、指導者を対象にした**研修**、**処分事案の情報公開**などの問題を潜在化させない**取組**。

3 相談体制の整備と実効性の確保

- 都道府県労働局が対応していない**休日やメールによる相談受理等**、**被害者が相談しやすい相談体制の整備**の検討。
- プライバシーの保護や二次被害を生じさせないための教育などの**相談員の質を向上させる必要**。
- 人事院に開設される**一元的な窓口の周知**、実際の相談内容を踏まえた**より良い相談対応を目指した見直し**。

4 実態把握

- セクハラ防止対策の検討には**被害実態や取組状況の把握が必須**。相談件数も被害実態を把握するうえで重要な要素。
- 特に**教育**、**スポーツ分野**は、**取組状況にも偏り**がみられるとの指摘があり、実態把握等が必要。

5 法制度に関する比較検討

(1) セクハラ規制に関する法的アプローチの違い

諸外国のセクハラに関する法的アプローチには、セクハラを人の尊厳や人格権の侵害ととらえる**人格権アプローチ**とセクハラを性差別ととらえる**性差別(平等)アプローチ**がある(併存している場合もある)。

(2) 法的アプローチの概要

人格権アプローチでは、**刑法や特別法でハラスメントを規制し**、**性差別アプローチ**では、**差別禁止法等で規制**。日本は**人格権アプローチでセクハラを把握**していると言われている。

(3) 我が国におけるセクハラ規制の検討課題

セクハラ行為を規制する関係法令によって、規制対象となる行為の定義や要件は異なっており、**定義の統一の必要性**、**規制の在り方**の問題を含めた**総合的な規制の方向性に関する前提的な議論**が課題。

セクハラの問題は、**学術・教育分野や政治分野などにも広く存在**しており、それらの分野を含めた**広範かつ包括的な視点**が必要。

刑罰は副作用の大きい劇薬のような手段であり、まずは労働法や民事法、懲戒などの考え得る手段を講ずべき。

セクハラ罪を規定する諸外国であっても、我が国と比較して**処罰できる行為(の範囲)にはそれほど差がない**ことに留意が必要。

(4) 中長期的課題

行為者に刑事罰による制裁を科すこと、**行為者等に対する損害賠償の請求の根拠を法律で設けること**には、他法令との関係の整理や違法となる行為の明確化等の種々の課題があり中長期的な検討を要する。

教育やスポーツをはじめとする**労働分野に限らないセクハラを包括的に規定する法制化**について、必要性の有無を含め、検討していくことが必要。

配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等

第4次男女共同参画 基本計画

(平成27年12月閣議決定)

- 配偶者暴力相談支援センターの設置促進、相談体制の充実、被害者の支援等

【成果目標】

- H32までに、
 - ・ 配偶者からの被害を相談した者の割合
男性:30%、女性:70%
 - ・ 相談窓口の周知度
男女とも70%
 - ・ 市町村における配暴センターの数 150か所
(H27.11時点;88か所)

女性活躍加速のための 重点方針2018

(平成30年6月策定)

- ◆ 市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置促進(地方公共団体に対する働きかけ) ⇒ H30.7現在:108か所
- ◆ 「女性に対する暴力をなくす運動」をはじめとした広報啓発(パープルライトアップ等)
- ◆ 配偶者暴力相談支援センター関係者対象の研修
- ◆ 加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築に関する今後の在り方の検討
- ◆ 改正配偶者暴力防止法の施行後の状況を踏まえた今後の在り方の検討

今後の取組

- 児童虐待対策との連携協力の強化
- 民間シェルター等における取組の促進
- 配偶者暴力相談支援センターの設置促進(市町村に未設置の都道府県における実態把握等)
- 「女性に対する暴力をなくす運動」を始めとした広報啓発の充実
- 配偶者暴力相談支援センター関係者対象の研修の充実
- DV被害者支援における、危険度判定(リスクアセスメント)及び加害者対応(加害者プログラム等)の在り方の検討
- 配偶者暴力防止法の施行状況等を踏まえた今後の在り方の検討

DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会

趣旨

DV等の被害者の一時保護や相談、自立に向けた支援等を行う民間シェルターが置かれている厳しい状況（脆弱な人的・物的・財政的基盤、関係機関との連携不足、情報不足、安全性・秘匿性等）に鑑み、民間シェルター等の抱える課題を整理するとともに、民間シェルター等に対する支援の在り方について検討を行う

検討会スケジュール及び主な検討事項

検討スケジュール

- **第1回（平成31年2月1日）**
 - ・大臣と構成員との意見交換
 - ・関係省庁ヒアリング
- **第2回（平成31年3月12日）**
 - ・構成員ヒアリング
- **第3回（平成31年4月中旬頃）**
 - ・構成員ヒアリング
 - ・アンケート調査結果について
 - ・報告書骨子（案）について
- **第4回（平成31年5～6月頃）**
 - ・報告書（案）について

検討の論点

- 民間シェルターの置かれた現状と課題の整理
- 民間シェルターの基盤・機能強化に向けた支援の在り方について
- 民間シェルターと関係機関との連携強化や地域間格差の是正
- その他

構成員

【五十音順、◎座長、敬称略、役職は平成31年2月1日現在】

- | | |
|----------|---|
| 生 稲 晃 子 | 女優 |
| 小 川 真理子 | 九州大学男女共同参画推進室准教授 |
| ◎戒 能 民 江 | お茶の水大学名誉教授 |
| 北 仲 千 里 | NPO法人全国女性シェルターネット共同代表
広島大学ハラスメント相談室准教授 |
| 添 田 千 絵 | 神奈川県福祉子どもみらい局人権男女共同参画課長 |
| 橋 ジュン | NPO法人BONDプロジェクト代表 |
| 中 田 慶 子 | NPO法人DV防止ながさき理事長 |
| 原 健 一 | 佐賀県DV総合対策センター所長 |
| 松 本 和 子 | NPO法人女性ネットさやさや（Saya-Saya）代表理事
（オブザーバー） |
| 厚生労働省 | |

<概要>

政府では、毎年11月12日から11月25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間、関係団体との連携、協力の下、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するための広報活動を実施しています。(平成13年6月5日男女共同参画推進本部決定)

<目的>

潜在化しやすい女性に対する暴力(配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等)の問題に対し、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることにより、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進することを目的としています。

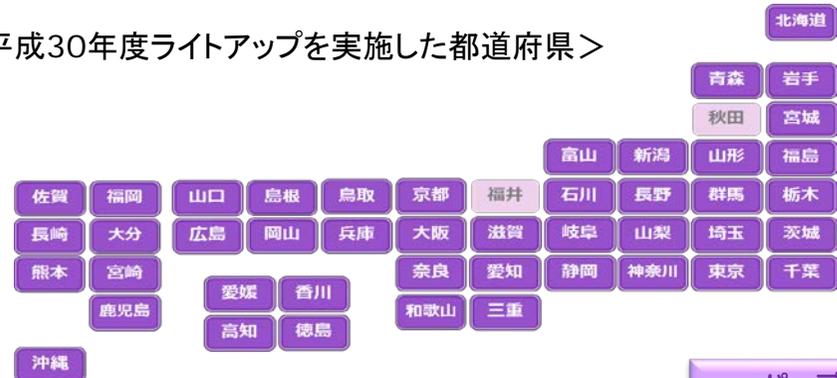
<平成30年度の取組(主なもの)>

- 動画広告(Facebook、Instagram等)
- ポスター・リーフレットの配布、掲示
- パープル・ライトアップ
※45都道府県160か所で実施
- パープルリボン贈呈式(10月23日実施)
- テレビ、新聞、インターネットによる広報
- 全閣僚等のパープルリボン着用
※閣僚懇談会での発言あり(11月9日)

<動画広告>



<平成30年度ライトアップを実施した都道府県>



<平成30年度ライトアップ写真>



パープル・ライトアップ

女性に対する暴力根絶のシンボルカラーであるパープルにライトアップし、暴力の根絶を呼びかけるとともに被害者に対し、「ひとりで悩まず、まずは相談を!」というメッセージを送っています。



全閣僚等のパープルリボン着用
(官邸ホームページ掲載写真を一部加工)



パープルリボン贈呈式
(ミス・インターナショナル
世界大会出場者によるパープルリボン着用)

今日の服
かわいいね。
俺、好みだな。



痩せてきれいになっ
たん
じゃない？



関係ないでしょ！

そういうとこだけ
見てるんですね…



これもセクハラ？

セクハラを決めるのは、
あなたではない！

相手や周囲に配慮した言動を！

- 親しさを表すつもりと言動であっても、相手を不快にさせる場合があると理解する ●
- この程度なら相手も許容すると、勝手な憶測をしない ●
- 社会における地位・関係性がもつ影響力を理解する ●
- 酒席やその帰り道など、気持ちが緩みがちな場面では特に注意する ●

11月12日～25日

「女性に対する暴力をなくす運動」

配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引やセクシュアルハラスメント等、これらの暴力は、人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。



職場のセクシュアルハラスメント対策は事業主の義務です！
ひとりで悩まず、職場の窓口に相談を。職場に相談できない
場合は都道府県労働局などにも相談できます。

各都道府県労働局雇用環境・均等部(室)所在地一覧

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/dl/kokinbushitsu.pdf>

内閣府
女性に対する暴力の根絶サイト http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/index.html



女性 暴力

検索



パープルリボン
パープルは女性に対する
暴力根絶の
シンボルカラーです。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です

5 ジェンダー平等を
実現しよう



女性に対する暴力 相談窓口

一人で悩まないで。

各機関では、様々な女性に対する暴力に関する相談を受け付けています。

早めの相談が問題解決への第一歩です。

配偶者からの暴力についての相談	→ 全国の配偶者暴力相談支援センター 各都道府県警察又は各警察署の相談窓口
性犯罪に係る被害や捜査に関する相談	→ 性犯罪被害相談電話(#8103(ハートさん))や 各都道府県警察の性犯罪被害者相談コーナー等の相談室
いわゆるAV出演強要問題・「JKビジネス」問題等についての相談	→ 相談内容に応じて様々な窓口があります。 http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/index.html
売春強要などについての相談	→ 各都道府県警察又は各警察署の相談窓口 各都道府県の婦人相談所
人身取引に係る被害についての相談	→ 各都道府県警察又は各警察署の相談窓口 全国の地方入国管理局、同支局又は出張所 各都道府県の婦人相談所
職場におけるセクシュアルハラスメントについての相談	→ 各都道府県労働局雇用環境・均等部(室)
つきまとい、ストーカー行為の被害についての相談	→ 各都道府県警察又は各警察署の相談窓口 各都道府県の婦人相談所 各都道府県の男女共同参画センター
上記事柄やその他の女性に対する人権侵害についての相談	→ 全国の法務局、地方法務局及びその支局の人権相談窓口

この他にも、国(総務省の行政相談窓口)、都道府県、市町村の相談機関、相談窓口や民間機関などがあります。

[参考ホームページ等]

内閣府男女共同参画局 <http://www.gender.go.jp/>

- 配偶者暴力被害者支援情報
http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/index.html
- DV 相談ナビ
0570-0-55210
- 配偶者暴力相談支援センター(携帯電話用サイト)
http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/keitai/soudan/DV.html
- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター
http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/pdf/one_stop.pdf
- いわゆるAV出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する啓発サイト
http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/index.html



警察庁 <http://www.npa.go.jp>

- 各都道府県警察の犯罪被害相談窓口
<https://www.npa.go.jp/higaisya/ichiran/index.html>
- 匿名通報ダイヤル
<http://www.tokumei24.jp>
- 性犯罪被害相談電話(全国共通)
#8103(ハートさん)
- 警察相談専用電話
#9110
- 各都道府県警察の性犯罪被害相談窓口
<https://www.npa.go.jp/higaisya/seihanzei/seihanzei.html>
- ストーカー被害防止ポータルサイト
<http://www.npa.go.jp/cafe-mizen/index.html>

法務省 <http://www.moj.go.jp/>

- 女性の人権ホットライン(全国共通)
0570-070-810
- インターネット人権相談受付窓口(パソコン、携帯電話、スマートフォン共通)
<http://www.jinken.go.jp/>
- 常設人権相談所
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html>
- 外国人のための人権相談所
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>
- みんなの人権110番(全国共通)
0570-003-110
- 入国管理局ホームページ
<http://www.immi-moj.go.jp/>
- 子どもの人権110番(全国共通)
0120-007-110
- 日本司法支援センター(法テラス)ホームページ
<https://www.houterasu.or.jp/>
- 外国人語人権相談ダイヤル(全国共通)
0570-090-911
- 法テラス犯罪被害者支援ダイヤル
0570-079714



厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>

- 各都道府県労働局雇用環境・均等部(室)
<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/dl/kokinbushitsu.pdf>